

第三者検査機関による計器校正記録等の確認・評価について (4号機第10回定期検査における確認・評価結果)

平成 19 年 12 月 14 日

当社は、原子力発電設備、火力発電設備および水力発電設備における点検の結果、抽出された不適切な事案に対しての再発防止対策について、具体的な行動計画を取りまとめ、本年5月21日に、経済産業省原子力安全・保安院に報告しました。
(平成19年5月21日公表済み)

このなかで、原子力部門における再発防止対策のうち、「第三者目線の導入」として取り組むこととしている「第三者検査機関による計器校正記録等の確認・評価」については、次の2項目について(財)発電設備技術検査協会による確認・評価を受けることとしました。

◆第三者検査機関による計器校正記録等の確認・評価

1. 計器校正に係わる検査及び記録の確認・評価業務

- ・定期事業者検査の校正検査実施期間に、要領書と現場での検査実施状況の確認・評価を受け、結果を報告いただく。
- ・定期事業者検査で校正を実施した計器について、定期事業者検査の検査内容や判定結果等の妥当性についての確認・評価を受け、結果を報告いただく。

2. 総合負荷性能検査前後で不正な計器調整が行われていないことの確認・評価業務

- 不正な計器調整を行っていないことを確認するため、次回定期検査開始まで、毎月1回の頻度で、以下の項目について確認・評価を受け、その都度報告をいただく。
- ・総合負荷性能検査で採取する全てのデータを採取・記録し、総合負荷性能検査時に採取・記録したデータと比較し有意な変動がないことの確認
 - ・総合負荷性能検査対象指示計に取り付けられた封印シールに開封がないことの確認

◆4号機第10回定期検査における確認・評価結果

1. 計器校正に係わる検査及び記録の確認・評価業務について

当社が、定期事業者検査で校正を実施した376台の計器ならびに2台の装置について、校正記録の確認・評価を受けました。

また、その中から15台の計器および1台の装置について、現場での検査実施状況を確認いただきました。

本日(12月14日)、同検査協会より、当社が実施した計器校正は、要領書に従って適切に実施されていることが確認されたとの報告を受けました。

2. 総合負荷性能検査前後で不正な計器調整が行われていないことの確認・評価業務について

12月11日および14日に、同検査協会によって、総合負荷性能検査で採取する全データ(155件)の初期データの採取と、総合負荷性能検査対象指示計全26台の調整ネジ部の封印確認が行われました。

5号機については、第2回定期検査から、第三者検査機関による計器校正記録等の確認・評価が実施されています。(平成19年8月29日お知らせ済み)

今後は、3号機についても、同様な確認・評価を受けてまいります。

以上